

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う
保育所等利用調整申込の郵送受付の試行運用について**

令和2年4月 池田市幼児保育課

1 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、不要不急の外出の自粛が要請されていることに鑑み、保育所等の入所申込手続について郵送での受付を試行的に開始いたします。

※ 本運用は、外出自粛が要請されている期間に限っての実施を現段階では想定していますが、恒常的な運用とするのに支障がないと判断された場合はあらためてお知らせいたします。

2 運用

開始時期	令和2年6月入所申込から ※ 運用が困難であると判断された場合、運用を停止する場合があります。
申込方法	簡易書留により下記期間中の消印で申込
受付期間	入所希望月の2か月前の初日～末日までの間 (例) 令和2年6月入所は、4月1日～4月30日までの間
その他	<p>【必要書類について】</p> <p>通常の必要書類に加えて、「提出書類チェックシート」「個人番号（マイナンバー）確認書類の貼付台紙」を提出必須とします。様式はいずれもホームページに掲載しています。</p> <p>【受付確認について】</p> <p>郵送申込を頂いた方には、メール又はFAXにより受付確認のお知らせをお送りいたします。その際、不足書類等があった場合は合わせて御連絡いたしますので、速やかに御対応ください。</p> <p>【配慮の必要なお子さまについて】</p> <p>「家庭状況調査書」の記載内容等により、必要に応じて担当職員から電話連絡により聞き取りを行います。</p> <p>ただし、お子さまの発育を直接確認する必要がある場合等やむを得ない場合には御来庁を要請する場合があります。</p> <p>なお、医療的ケアが必要なお子さま等、保育所等の受入体制によって入所申込の受付ができない場合がありますのであらかじめ御了承ください。</p>

3 お問い合わせ

池田市子ども・健康部幼児保育課（072-754-6208）